

別表 2

区分		(あ)	(い)	(う)
(1) 住宅の省エネ診断		住宅の省エネ診断に要する費用の2/3	22,000円/戸	-
(2) 住宅の省エネ改修に関する事業	全体改修	当該住宅が行う省エネ改修工事に係る費用に、100分の23を乗じて得た額の合計とする。ただし、その内訳において別表1-1においてモデル工事費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を計上するものとする。	改修後の住宅が省エネ基準に相当する場合には766,000円/戸（地域区分2又は3の地域は950,000円/戸） ZEH水準に相当する場合には1,025,000円/戸（地域区分2又は3の地域は1,200,000円）	次の①～③全ての室・部位（外気に面する部分に限る。）の断熱改修を行う場合、1戸当たり最大200,000円を補助額に加算する。（（あ）又は（い）のいずれか低い額を上限とする。） ①居間、台所及び食堂 ア 全ての窓 イ 天井、壁又は床のいずれか1つ以上 ウ 無断熱 <sup>※</sup> の天井 ②脱衣所 ア 全ての窓 イ 無断熱 <sup>※</sup> の天井 ③上記以外の室を断熱改修する場合 ア 全ての窓 イ 無断熱 <sup>※</sup> の天井
	部分改修	当該住宅が行う別表1-1に掲げる改修工事に対して、同別表で定めるモデル工事費の合計又は実際の工事費のいずれか低い額に、100分の23を乗じて得た額とする。	改修後の住宅の部分が省エネ基準に相当する場合には766,000円/戸（地域区分2又は3の地域は950,000円/戸） ZEH水準に相当する場合には1,025,000円/戸（地域区分2又は3の地域は1,200,000円）	※「無断熱」とは、省エネ基準を満たしていないことをいう。